

美浦村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 23年度の人件费率
24年度	人 17,101	千円 5,755,090	千円 165,937	千円 1,449,680	% 25.2	% 24.6

(注) 人件費には特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

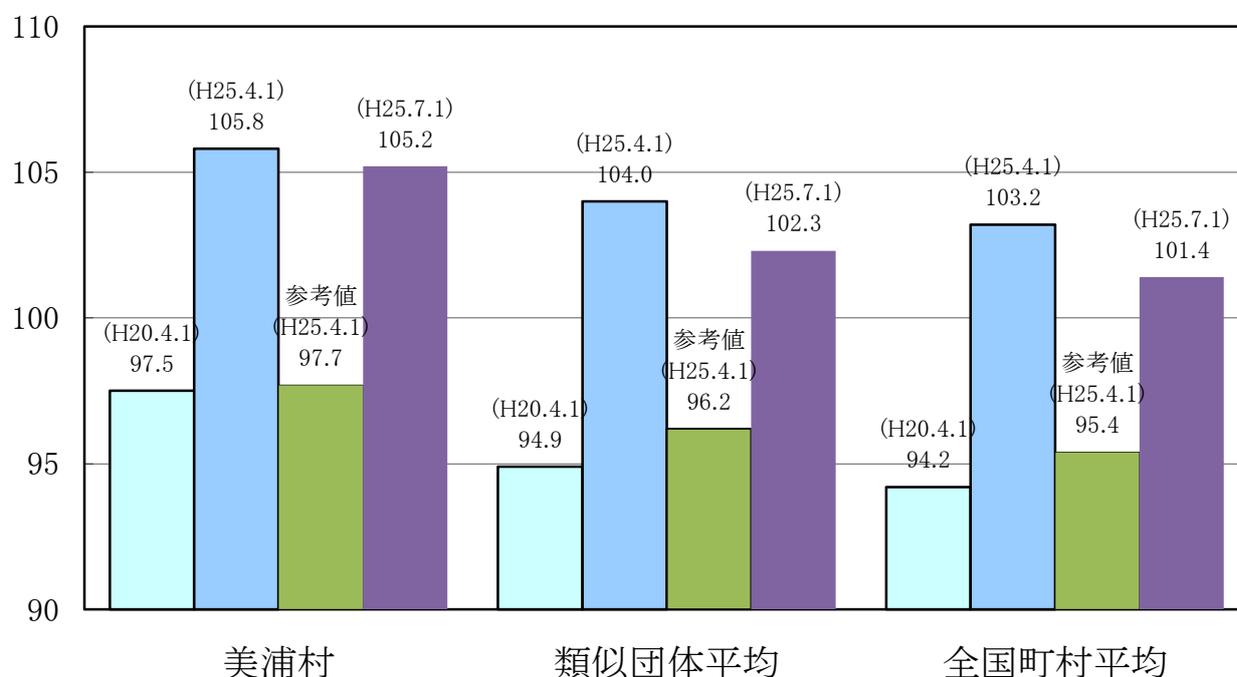
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 144	千円 551,378	千円 58,446	千円 198,369	千円 808,193	千円 5,612	千円 5,612

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数です。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が美浦村と類似している団体の平均です。

(3) 特記事項

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施していない	これまで、独自に手当の見直し等を実施しており、今後も継続していくため

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による減額措置がないとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
美浦村	43.3 歳	329,800 円	364,135 円	348,948 円
茨城県	42.9 歳	338,827 円	416,891 円	371,909 円
国	43.1 歳	307,220 円 332,446 円	—	376,257 円 (405,463) 円
類似団体	42.5 歳	316,601 円	361,874 円	342,511 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
美浦村	51.8 歳	16 人	306,700 円	313,969 円	310,731 円	=	=	=	=
うち学校 給食員	52.5 歳	11 人	313,400 円	322,500 円	318,682 円	調理師	46.2	238,600 円	1.35
うち用務員	54.3 歳	4 人	305,100 円	308,750 円	306,725 円	用務員	53.7	202,700 円	1.52
茨城県	49.7 歳	398 人	347,209 円	394,407 円	372,262 円	=	=	=	=
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850) 円	—	309,534 円 (325,400) 円	=	=	=	=
類似団体	48.8 歳	12 人	288,301 円	310,962 円	299,756 円	=	=	=	=

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
美浦村	=	=	=
うち学校 給食員	5,231,600 円	3,249,500 円	1.61
うち用務員	4,951,700 円	2,809,400 円	1.76

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成22年度～24年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じペース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

4 類似団体とは、人口規模、産業構造が美浦村と類似している団体です。

5 公務員職員数のうち、類似団体の職員数は団体の平均職員数です。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		美 浦 村	茨 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	144,500 円	140,100 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	141,900 円	135,600 円	—
	中 学 卒	133,100 円	129,200 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)で

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

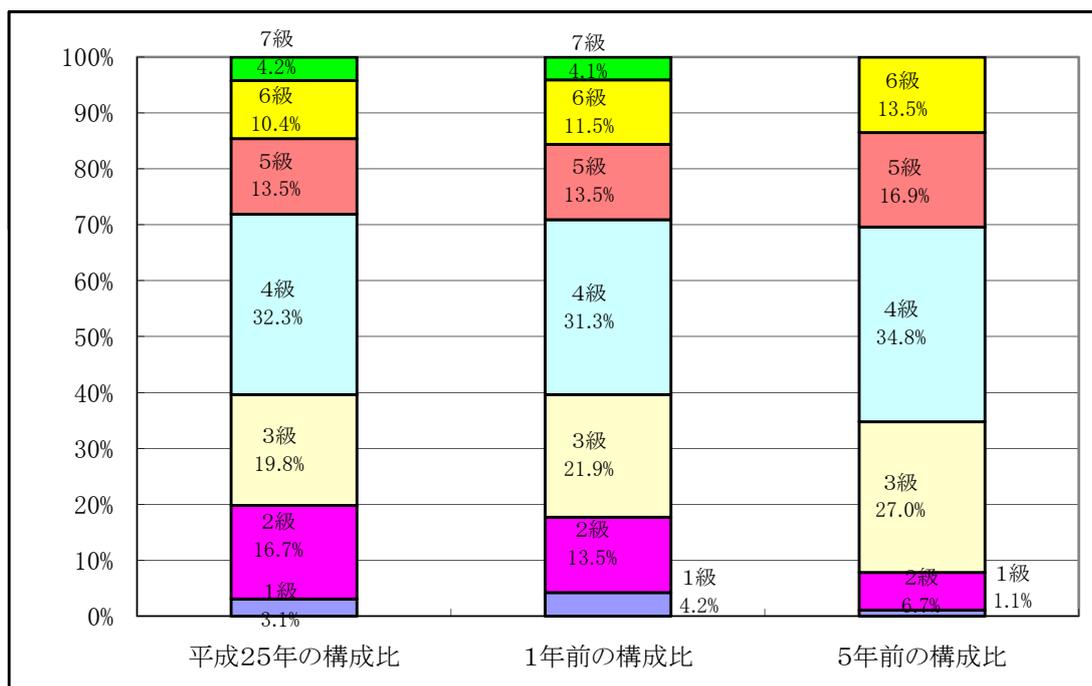
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満
一般行政職	大 学 卒	272,400 円	355,900 円	385,400 円	— 円
	高 校 卒	234,600 円	333,400 円	369,200 円	383,900 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	286,100 円	312,300 円	323,600 円
	中 学 卒	該当者なし	— 円	— 円	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	主事補・主事	3 人	3.1 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主事	16	16.7 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主任	19 人	19.8 %	222,900 円	354,700 円
4 級	係長・主査・主任主査	31 人	32.3 %	261,900 円	388,300 円
5 級	主任主査・課長補佐・課長	13 人	13.5 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課長	10 人	10.4 %	320,600 円	422,600 円
7 級	部長	4 人	4.2 %	366,200 円	456,200 円

- (注) 1 美浦村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 1 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）
 2 平成22年4月1日より部制を導入したことにより、6級制から7級制へ変更しています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員を対象とした人事評価制度を平成22年度から導入しました。ただし、昇給の判定基準を構築中のため、平成23年度と同じく昇格前等の特定の状況に置かれた職員に限り評価を行いました。

5 職員の手当の状況（企業職を除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

美 浦 村	茨 城 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,400 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,630 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成22年度から人事評価制度を導入し、6月期及び12月期分を業績評価により支給を行いました。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

美 浦 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 23,788 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度～24年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（25年4月1日現在）

・美浦村では支給していません。

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

・美浦村では支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	25,217 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	216 千円
支給実績（23年度決算）	21,104 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	185 千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合 1人のみ11,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	13,689 千円	217,286 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じ 27,000円限度に支給	同じ	—	4,677 千円	259,806 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関、自家用車等を利用する職員に支給 ・使用距離等を勘案し 2,000円～24,500円を支給	同じ	—	7,637 千円	52,669 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、村規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、村規則で定める基準に従い支給 ・支給割合 部長相当職 13/100 課長相当職 8/100 課長補佐等 6/100	異なる	国は「棒給の特別調整額」として、管理職員の属する職務の級及び当該官職の区分に応じ定めた額を支給	11,926 千円	397,539 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100	同じ	—	(5)時間外勤務手当に含まれていません。	(5)時間外勤務手当に含まれていません。
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	(5)時間外勤務手当に含まれていません。	(5)時間外勤務手当に含まれていません。

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	666,000 円 (減額措置はありません)	(参考)類似団体における最高/最低額 854,000 円、215,100 円
	副 村 長	546,000 円 (減額措置はありません)	710,000 円、288,000 円
報 酬	議 長	326,000 円 (減額措置はありません)	420,000 円、226,500 円
	副 議 長	296,000 円 (減額措置はありません)	360,000 円、180,000 円
	議 員	286,000 円 (減額措置はありません)	345,000 円、157,000 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(24年度支給割合) 2.95 月分 (役職加算(15%)措置有り)	
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 2.95 月分 (役職加算(15%)措置有り)	
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100	(1期の手当額) (支給時期) 14,652,000円 任期ごと
	副 村 長 備 考	給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100	6,770,400円 任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

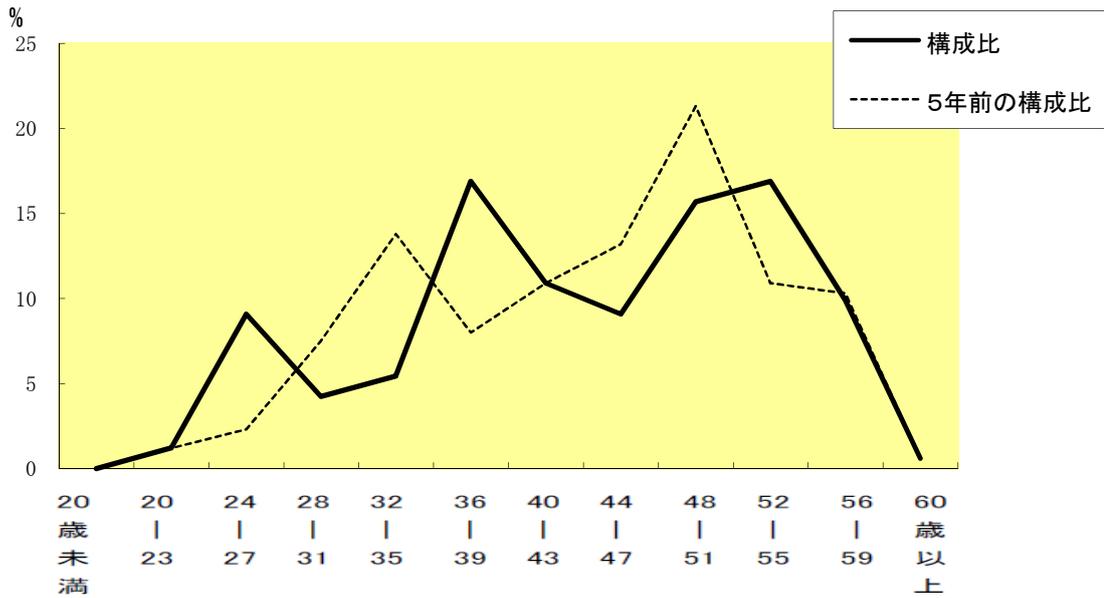
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	
		総務	30	30	0	
		税務	15	14	1	事務職員の充実による増
		民生	24	27	△3	指定管理者導入及び退職不補充による減
		衛生	12	12	0	
		農林水産	6	6	0	
		商工(労働含む)	1	1	0	
		土木	9	8	1	組織改編による増
	計	100	101	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.48 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.26 人)	
		教育部門	42	44	△2	職員復帰及び退職不補充による減
	小 計	142	145	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.04 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.39 人)	
公 営 会 計 部 門 企 業 等	水道	5	5	0		
	下水道	5	5	0		
	その他	13	14	△1	組織改編による減	
	小 計	23	24	△1		
合 計		165	169	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.49 人	
		[195]	[195]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。
3 類似団体とは、人口規模、産業構造が美浦村と類似している団体です。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	15人	7人	9人	28人	18人	15人	26人	28人	16人	1人	165人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	104	102	100	100	101	100	△4(△4.0%)
教育	44	44	44	45	44	42	△2(△4.7%)
普通会計計	148	146	144	145	145	142	△6(△4.2%)
公営企業等会計計	26	26	26	25	24	23	△3(△13.0%)
総合計	174	172	170	170	169	165	△9(△5.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 529,605	千円 661	千円 40,118	% 7.6	% 7.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 5	千円 22,768	千円 1,695	千円 8,432	千円 32,895	千円 6,579

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数です。
3 (参考)市町村平均は政令指定都市を除きます。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
美浦村	51.0 歳	396,754 円	548,253 円
市町村平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 市町村平均は政令指定都市を除きます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

美浦村		美浦村(企業職を除く)	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,686 千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,476 千円	
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(25年4月1日現在)

美浦村			美浦村(企業職を除く)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 支給実績がありません			1人当たり平均支給額 23,788 千円		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度~24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (25年4月1日現在)

・美浦村では支給していません。

エ 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

・美浦村では支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	248 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	62 千円
支給実績 (23年度決算)	324 千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	81 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合1人のみ11,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	882 千円	294,000 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じ27,000円限度に支給	同じ	—	—	—
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関、自家用車等を利用する職員に支給 ・使用距離等を勘案し2,000円～24,500円を支給	同じ	—	180 千円	60,000 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、村規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、村規則で定める基準に従い支給 ・支給割合 部長相当職 13/100 課長相当職 8/100 課長補佐等 6/100	同じ	—	X 千円	X 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100	同じ	—	③(オ)時間外勤務手当に含まれています。	③(オ)時間外勤務手当に含まれています。
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	③(オ)時間外勤務手当に含まれています。	③(オ)時間外勤務手当に含まれています。

(注)管理職手当の支給実績X千円と支給職員1人当たり平均支給年額X円は、該当者数が少なく算定できないものです。